

## 船橋市と東邦大学との連携・協力に関する包括協定書

船橋市と東邦大学は、連携・協力し、市民が「豊かな心」と「生きがい」を実感でき、「安らぎ」が感じられるまちづくりを推進するため、ここに包括協定（以下「本協定」という。）を締結する。

### （目的）

第1条 本協定は、船橋市と東邦大学がそれぞれの特性を活かして連携・協力することで、市民の学習環境の整備・充実や生涯学習を推進し、環境保全や防災体制の推進に寄与し、市民が安心して安全に暮らせるまちづくりを目指すことを目的とする。

### （連携・協力事項）

第2条 船橋市と東邦大学は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事項について連携・協力する。

- (1) 社会人学び直し・生涯学習に関する事項
- (2) 危機管理における連携協力に関する事項
- (3) 災害に強いまちづくりに関する事項
- (4) 恵み豊かな環境保全再生に関する事項
- (5) その他船橋市と東邦大学が必要と認める事項

### （個別協定等）

第3条 前条の連携・協力事項を実施するため、必要に応じ本協定に基づく個別協定等を締結することができるものとする。

### （協力方法等）

第4条 第2条に掲げる連携・協力事項の具体的実施に当たっては、船橋市と東邦大学の担当部局との協議の上、協力方法、成果の利用及び費用負担等について定めるものとする。

### （連携推進会議）

第5条 船橋市と東邦大学は、原則年1回の定期的な対話の場を設定するものとする。

### （協定書の有効期間等）

第6条 本協定の有効期間は、協定締結日から3年間とする。ただし、期間満了の1か月前までに船橋市と東邦大学のいずれからも異議申し立て等がない場合には、本協定は自動的に更新され、その期間は3年間とする。

### （その他）

第7条 本協定に定めのない事項又は疑義が生じたときは、その都度、船橋市と東邦大学の間で協議するものとする。

本協定の締結を証するため、本協定書2通を作成し、署名のうえ、各々1通を保管する。

平成26年 4月 9日

船橋市  
市長

松戸 徹

東邦大学  
学長

山崎 純一